様式第2号（第2条関係）

施設利用許可(不許可)決定書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

印

　　　　　年　　月　　日に申請のあった身延町勤労青年センターの利用については、次のとおり許　可　・　不許可　いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用施設  （該当に○） | 管理棟研修室　　体育館 | | |
| 利用日時 | 年　　月　　日　　　時　　～　　時　　まで | | |
| 利用目的 |  | | |
| 利用備品 |  | | |
| 利用者名  （団体名） |  | | |
| 利用者住所 |  | | |
| 利用人数 | 人 | TEL |  |
| 料　　金 |  | | |
| 不許可理由 |  | | |
| 注意事項 | ⑴　利用の許可を受けていない施設や備品等は利用しないこと。  ⑵　施設等を損傷又は汚損しないこと。  ⑶　その他管理上必要な事項は、職員の指示に従うこと。 | | |

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、身延町教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は身延町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（備考）　指定管理者がこの様式を交付する場合は、教示文２中「身延町を被告として(訴訟において身延町代表する者は身延町教育委員会となります。)」とある部分には、指定管理者の名称及び当該指定管理者を被告とすべき旨を記載すること。